平成２７年（フ）第８８号
兵庫県宝塚市小林４丁目７番45―４―104号
債務者　村崎美砂子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
兵庫県姫路市飾磨区野田町201番地ハイツ野田203、従前の住所兵庫県姫路市南畝町２丁目66番地
債務者　山本　省三
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１５５号
兵庫県姫路市山吹２丁目11番34号　山吹荘102号
債務者　半田美佐子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１７１号
兵庫県高砂市時光寺町４番11号
債務者　森口　弘也
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１７９号
兵庫県姫路市広畑区小松町１丁目８番地　アンソレイエ101
債務者　大塚恵里奈（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１１２号
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　７―230
債務者　田上　博幸
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１２１号
奈良市恋の窪１丁目11番13号
債務者　國貞　紀子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２７０号
広島市中区舟入幸町21番23―407号
債務者　貝森美由紀
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２８７号
広島市西区横川町３丁目７番８―307号
債務者　東谷　舞子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３０９号
広島県廿日市市佐方４丁目１番１―102号
債務者　勝林　良雄
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６２号
広島県安芸郡熊野町萩原２丁目18番４号、住民票上の住所広島県呉市本通４丁目９番６号
債務者　浅野間貴子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第３７号
広島県呉市中央６丁目１番17―401号
債務者　花門こと　嶋田　準子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第４１号
広島県呉市安浦町大字女子畑617番地の１
債務者　大久保　榮
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第２３号
広島県三原市中之町１丁目10番14号
債務者　松原　政時
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第６５号
広島県福山市神辺町大字下竹田921番地13
債務者　山本　真司
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第５８号
徳島県徳島市住吉４丁目２番31―102号　井沢マンション
債務者　佐藤　由樹
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５９号
徳島県徳島市八万町川南138番地の14、旧住所徳島県徳島市八万町下長谷230番地の１
債務者　宮前　繁美
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
徳島地方裁判所民事部